

上野三碑ロゴマークの使用に関する取扱要領

本取扱要領は、上野三碑のPRを目的とした「上野三碑ロゴマーク」（以下「ロゴマーク」という。）の使用に際して遵守すべき事項を定めたものです。

使用要領

1. ロゴマークを使用しようとする者は、高崎市教育委員会教育長に使用申請書を提出し、あらかじめ承認を得る必要があります。
2. 申請は、1つの物件につき1つの申請をするものとします。
3. ロゴマーク使用規定に基づき、申請された見本の修正を求める場合があります。
4. 承認に関わる物件の成果物は、速やかに1点以上を提出することとします。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることもできます。

禁止事項等

1. 一部加工を加えて使用し、結果として使用者以外が素材を二次使用できるような形（例：写真集CD等）で販売、配布すること。
2. 提供したデータを使用することにより、不正・誤解を招く行為、又は名誉を毀損する行為、もしくは公序良俗に反する行為。

これらの禁止事項のいずれかに違反した場合、または、ロゴマークの使用の目的に反する使用をしたと教育長が判断した場合、高崎市はその使用を差し止めることができるものとします。

ロゴマークの使用によって損害が発生した場合の補償等について、高崎市はその一切の責任を負いません。

著作権

ロゴマークデータの提供は、著作権その他の知的財産権を利用者に譲渡するものではありません。これらは全て高崎市に留保されており、著作権法及び著作権に関する国際法によって保護されています。

ロゴマークの管理に係る事務は、高崎市教育委員会事務局文化財保護課が行います。

附 則

本要領は、平成28年6月13日から施行する。

本要領は、平成28年8月10日から施行する。